

沼津市新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力要請に係る協力金の概要	
制度の概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市の要請に応じて、店舗の休業(飲食店が飲食料 品等を店内で飲食させる行為を停止していると認められる場合を含む。以下同じ)に協力いただいた事 業者に対し、協力金を支給します。
支給の対象 となる事業者	(1) 市内で宿泊業、飲食店を営む店舗を有する中小企業者。 ※ 日本標準産業分類に掲げる中分類75-宿泊業、中分類76-飲食店に該当するもの 例:宿泊業:旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 飲食サービス業:食堂・レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店 酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店 ※ 持ち帰り及び配達飲食サービス、製造卸売専門(いずれかを専門とするものを含む)は対象外 ※ バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック等で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律による許可・届出を行っている店舗は対象外 (静岡県協賛金制度の対象となります。) (2) 沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)において、主に観光客を対象にした小売業(観 光客対象のみやげ物販売)、水族館、遊戯場、遊覧船業に該当する店舗
支給の要件	(1) 令和2年4月27日(月)から5月6日(水)まで店舗を休業すること。(営業時間の短縮は対象外) ※ 飲食店が店内での飲食を停止して、テイクアウト、配達飲食サービスのみで切り替えて営業す る場合は対象 (2) 市内で令和2年4月16日以前から継続して同一事業を営んでいること。 (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しないこと。 (4) 「沼津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金」の申請をしていないこと。 (5) 「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の申請をしていないこと。 ※ (4)、(5)に掲げた制度と本制度の併用はできません。
支給金額	(1) 1店舗あたり20万円 (2) 旅館業法における「旅館・ホテル営業」の許可を受けている宿泊施設(旅館業法改正前の「ホテル 営業」及び「旅館営業」の許可を含む)で、次の全てを満たす宿泊施設は、1店舗あたり50万円 ・ 沼津市内に本社がある ・ 客室の数が10室以上ある ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う施設(ラブホテル 等)ではない ※ 対象となる店舗を複数経営している場合は1事業者あたり100万円を上限とする。
受付期間	令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで ※5月31日の消印有効
提出書類	(1) 沼津市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力要請に係る協力金支給申請書(請求書) (第1号様式) (2) 誓約書(第2号様式) (3) 営業の実態が確認できる書類 ※ 直前の確定申告書、売上台帳、直前の家賃・光熱水費の支払い状況が分かる書類等のいづれ かの写し (4) 営業許可証の写し(宿泊業・飲食店) ※紛失した場合は、再発行が必要となります。 (5) 休業の状況が確認できる書類 ※ 休業していることが第三者から見て明らかに分かるもの (例)休業期間を告知する自社ホームページ、SNS等をプリントアウトしたもの 休業期間を告知したチラシの写し、又は店舗に掲示した張り紙や看板の写真 (6) 通帳のコピー(口座番号と口座名義人が記載されているページ) ※「(1)申請書」の申請者・口座名義人は、「(4)営業許可証の写し」の氏名と一致させてください。
申請方法 及び窓口	(1) 【郵送】(簡易書留に限る) 送付先: 〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所商工振興課 宛 ※ 5月31日の消印有効 (2) 【持参】 受付窓口: 沼津市民文化センター2階 第2練習室(沼津市御幸町15-1) 5月7日(木)~5月31日(日) 9時30分~16時30分(土日も含む)
担当	沼津市役所 産業振興部 商工振興課 (電話)055-934-4748